

令和3年度 第3回鴨川市立国保病院運営協議会 会議録

日 時 令和3年11月5日（金） 午後3時00分から午後4時20分まで

場 所 鴨川市立国保病院 会議室

出席委員 7名

川崎浩之（会長）、本吉正和（副会長）、金井 輝、黒野 隆、石井千枝、池田幹雄、石井一巳

事務局 市長 長谷川孝夫

副市長 平川 潔

経営企画部長 大久保孝雄、健康福祉部長 牛村隆一

健康推進課長 角田 守

病院長 小山照幸、看護師長 丸山陽子

次長 渡邊賢次、係長 吉田泰行、主査 吉田寛和、主査 浦邊彰紀

傍聴者 0名

会 議

1 開会

（事務局）

皆さん、こんにちは。

本日はご多忙の中、ご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

はじめに資料の確認をお願いいたします。

（資料の確認）

本日の会議は、お手元の「次第」に従いまして、進めさせていただきます。

会議は、本市附属機関等の設置及び運営等に関する指針に従いまして、公開させていただいておりますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

また、会議録作成のため録音させていただいておりますので、合わせてご了承ください。

はじめに市長よりごあいさつを申し上げます。

2 市長あいさつ

（市長）

皆様、こんにちは。

本日は、令和3年度第3回国保病院運営協議会の開催にあたり、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染者数は、ワクチン接種の効果もありまして、全国では、都道府

県単位にみましても、一日あたりの感染確認は一桁台と減少しております。

安房地域におきましても、安房医師会のご協力のもと、新型コロナウイルスワクチン接種を、今年度の5月末から実施してまいりましたが、鴨川市では、この11月7日の日曜日で、文化体育館を会場とした集団接種は、終わりとなります。

引き続き、国保病院では個別接種を実施してまいりますが、この11月末には、2回目まで接種を終えられる12歳以上の方は、本市全体で2万7千人。接種対象者の90パーセントに及ぶものと見込まれます。

本市と致しましては、市民の皆様への命と健康を守るため、第6波を見据えた感染防止、感染予防対策に取り組むとともに、3回目のワクチン接種に向けましても、国保病院やふれあいセンターを軸に、全庁体制で、市民の皆様へのワクチン接種について、関係機関と連携・協力を図りながら進めてまいります。

こうした状況を踏まえつつ、本日の運営協議会では、新病院開院後、6か月を経過した中、本年度・上半期の経営状況をご報告させていただくとともに、経営の安定化に資するよう経営改革推進に向けた取り組み、さらには、国保病院における新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況のほか、旧病院の解体工事の進捗状況、令和3年度病院事業会計補正予算の概要等について、ご協議をお願い致します。

議事の詳細につきましては、このあと事務局より説明致しますので、皆様には、それぞれのお立場から建設的なご意見を頂きますようお願い申し上げます、開会にあたってのあいさつと致します。

本日は、よろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定によりまして、会長に議長として進行していただきます。川崎会長、よろしくお願いいたします。

3 議事

(川崎会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

なお、本日の会議録の確認については、名簿順に池田委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

これより議事に入ります。

はじめに、「鴨川市立国保病院における経営改革推進に向けた取り組みについて」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料1をご覧ください。

まず、令和3年度上半期の経営状況について、ご説明させていただきますので、資料1の最後のページのA3横版の用紙をご覧ください。

令和3年度当初は、4月26日に新病院開院による入院診療開始。そして、5月1日の外来診療開始に伴う移転・引っ越し等がありました。

これにより、年度当初の入院収益は前年度より減収でありましたが、その入院収益も徐々に増え、また眼科診療の日数増もあって外来収益も増えておりまして、4月から9月までの6か月間の上半期の収益は、資料の中ほどの「小計欄」のとおり、令和2年度と令和3年度の比較では、4,038万3,366円、率に致しますと9.8%増となっております。

しかしながら、その一方で、新病院に移転してからは、延床面積が旧病院の1.5倍の5,112㎡となり、光熱水費の増をはじめ、医療機器や電子カルテ導入等による保守料などの経費が嵩んでおります。

「2 費用」欄の上半期の「小計欄」をご覧くださいますと、令和2年度と令和3年度の比較では、9,341万9,747円、率に致しますと24.7%の増となっております。

これによる「3 収支欄」の上半期の「小計欄」では、令和2年度と令和3年度の差し引きでは、5,303万6,381円の減となっております。

このように、収益は、旧病院から新病院への移転・引っ越しがありましたものの増加しておりますが、費用は増嵩しておりますため、マイナス収支となっております。

こうした経営状況を踏まえ、本年度以降、新病院建設に係る病院事業債等の返済を、毎年度7千万円から8千万円ほど行っていかなければならないため、さらなる経営改革推進を図り、経営の安定化を図っていくことが何よりも重要になってまいります。

このため、資料1の1ページに戻っていただき、今年度から行う「鴨川市立国保病院における経営改革推進に向けた取り組み」について、ご説明をさせていただきます。

この資料1の上段の中ほどに記載させていただいておりますように、令和3年度は、鴨川市第4次5か年計画の初年度として、鴨川市立国保病院の経営改革の推進に取り組むことと致しておりまして、その推進にあたり、まずはそのベースとなる「鴨川市立国保病院改革プラン」策定に向け、今後の新たな経営改革に向けた方針等の設定に関し、次のとおり取り組むことと致します。

まずは、総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」への着手でございます。

この事業は、市町村が公営企業として運営する病院事業に対して、アドバイザーを派遣いただける事業です。

お手元の資料の2枚目の裏面・A4横版の資料をご覧くださいと存じますが、この資料の中段の3つの四角枠のうち、一番左の「課題対応アドバイス事業」により、今般、新病院開院後の経営改革、経営改善策について、アドバイザーの先生にアドバイスを頂いてまいりたいと考えております。

そのアドバイザーの先生につきましては、資料1ページ中段にありますように、富田一栄（とみた かずえ）アドバイザーでございます。

富田アドバイザーは、総務省自治財政局からご紹介いただいたアドバイザーで、東京都文京区にて税理士事務所を開業しております。これまで全国の自治体病院の経営改善に関わってまいりましたご経験の中で、特に、100床規模の自治体病院のアドバイザーとしての実績のある方でございます。

千葉県内では、平成19年度に鋸南町国民健康保険・鋸南病院の経営改善支援。

平成25年度から平成26年度には、銚子市立病院の経営改善支援を行っております。

鴨川市立国保病院へのアドバイザー期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6か月。ただし、令和4年度も継続してアドバイザーとしてお願いすることも「可」とのことでございます。

アドバイスを頂く内容と致しましては、病院事業における経営改革、改善に関することとなりまして、主に、

- ・病院事業収支の改善
- ・病院運営の方向性として、経営形態、医療機能、広域連携ほかとなっております。

また、アドバイスの回数は、10月以降5～6回で、市及び病院の費用負担はございません。

次に、1枚めくり2ページをご覧ください。

総務省のアドバイザー事業と合わせまして、鴨川市立国保病院の経営診断事業を実施してまいります。

こちらは、鴨川市立国保病院の現状を客観的に把握し、経営課題を明らかにするとともに持続可能な病院経営の確立に資するため、実施するものでございます。

委託先は、公益社団法人 全国自治体病院協議会となります。

主な調査項目は、医療圏分析、経営分析でございまして、医師、看護、薬剤、検査、放射線、リハビリ、事務部門ごとに分析し、課題の整理と今後の運営と改善策について、診断いただくこととしています。

委託期間は、令和3年10月1日～令和4年3月31日までの6か月。

事業費は、一般会計の国保病院経営改革事業予算において、88万円の支出を見込んでおりまして、この経営診断データ資料につきましては、1点目にご説明させていただいた富田先生と共有し、具体的な経営改革、改善を図ってまいりたいと考えております。

そして、資料中段、「上記の事業にもとづく今後の取り組み」ですが、経営・財務マネジメント強化事業及び経営診断をもとに、課題への対応、改善策等を明確にして、具体的に取組んでまいりたいと考えております。

まず、(1) 経営形態についてでございます。

現行の総務省の公立病院改革ガイドラインには、経営形態として、現行の公営企業法に基づくもの、あるいは地方独立行政法人法に基づく経営形態などが示されておりますが、病院運営が新病院へと移った中で、経営形態のあり方について、明確にしてまいりたいと考えております。

次に(2) 経営改善による効率的な病院運営でございます。

新病院建設にかかる費用は、現在行っております旧病院の解体を合わせますと、総事業費

で27億8千万円となります。

財源には、国県補助金、合併特例債等の活用を致しておりますが、病院においては、病院事業債をお借りして建設事業を実施してまいりましたため、その返済をしていかなければなりません。

このため、新病院建設にともなう企業債償還、これは先ほど申しあげましたように今年度以降、向こう30年間において、毎年度7千万円から8千万円ほどを返済していくこととなりますため、これを踏まえた収支改善の方策として、収益向上、経費抑制などの、収支改善の方策を明確にしてまいりたいと考えております。

(3) 介護療養病床の令和5年度末廃止にともなう新たな医療機能等についてでございます。

こちらは、安房地域を一つの医療圏として捉え、その中で必要な医療機能への転換について検討をしてまいります。

一例を申し上げますと、これまでも安房医療圏の中で求められてまいりました介護医療院への転換、緩和ケア病棟への転換など、国保病院において必要とされる医療機能の病床について検討をしてまいりたいと考えております。

3ページをご覧ください。

(4) 医療圏における広域ネットワーク化の方策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応では、安房地域内における重点医療機関に位置づけられる亀田総合病院とともに、公立病院では、南房総市の富山国保病院がコロナ病棟として、陽性者の症状に応じて入院受け入れを行なってまいりましたが、今後の感染拡大の状況に応じ、公立病院としてその役割を明確にしていくことが求められております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制においても、同様に公立病院が率先して接種していくことが必要でありますし、感染症以外にも日頃の医療連携、さらには災害時の連携対応も、必要かつ重要になっております。

このようなことから、館山市、南房総市、鋸南町、安房医師会ほか、関係機関のご意見をいただきながら、一例で申し上げますと、「地域医療連携推進法人」を視野に入れたネットワーク化も含め、より一層必要となります広域連携の仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

(5) その他、課題に対応した経営の効率化に資する取り組みの検討をしてまいります。

以上につきまして、令和3年度内に、課題への対応、改善策等を踏まえた鴨川市立国保病院の新たな経営方針等を明確にしていきたいと考えております。

そして、この経営方針等は、今後、総務省から新公立病院改革ガイドラインが公表された段階で、そのガイドラインとの整合を図ることが必要となってまいります。

このため、令和3年度内に同ガイドラインが公表されなかった場合には、令和4年度において経営方針等を決定することもあります。

その場合、令和3年度においては、その経過報告及び検討段階の経営方針案等を中間報告として示すことと致します。

これらを踏まえ、次期「鴨川市立国保病院改革プラン」は、総務省から新公立病院改革ガ

イドラインが公表された段階で、整合・調和を図り策定してまいります。

ただし、3ページの下段に記載のとおり、令和3年度中に、総務省から新公立病院改革ガイドラインが公表されなかった場合、現行の「鴨川市立国保病院改革プラン（平成29年度～令和3年度）」の計画期間を1年延長し、新公立病院改革ガイドラインの公表を待って、次期「鴨川市立国保病院改革プラン」を策定してまいりますことを、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

また、これらを進めるにあたっては、別添のA3スケジュールをもとに進めさせていただきたいと考えておりますが、これらの取り組みは、鴨川市立国保病院運営協議会の委員皆様にお諮りし、その後には、市議会においてもご報告させていただきながら進めていく予定でございます。

以上、鴨川市立国保病院における経営改革推進に向けた取り組みの説明とさせていただきます。

（川崎会長）

説明が終わりました。質疑、ございますか。

（本吉委員）

2ページ中段の「上記の資料に基づく今後の取組み」。これが本議題の最も重要な点だと考えています。

（3）のとおり、令和5年度をもって介護療養病床が廃止されます。その後について、「※介護医療院への転換、緩和ケア病棟への転換」と書いてありますが、安房医療圏において、この2つ以外に具体的な収益改善策や戦略があったら教えてください。

（牛村部長）

介護療養病床は介護保険法にも位置付けられ、介護保険の認定を受けた方が利用する病床ですが、国保病院では、療養病棟18床のうち8床がこの対象となっております。

この転換先ですが、今、安房医療圏で一番不足していると言われておりますのが、回復期病床です。小山病院長専門の回復期リハビリテーション、または、国保病院は回復期として位置づけられる地域包括ケア病棟が52床ありますので、そうした回復期への転換も1つあると思います。

それから、介護医療院。これは、医療施設ではなく、介護保険法に定める介護施設となります。したがって、医療から介護に機能を転換するのが良いのかどうかを考える必要があります。

そのほか、お示ししました緩和ケア。安房医療圏では緩和ケア病棟を持っている病院がないため、これまでも医師会から、こうした機能が必要だというご意見を頂いております。

そのほか、老人保健施設への転換なども国の例で示されておりますが、安房医療圏で最も不足しているもの、これをもっと具体的に、また課題を明確にしながら、当院が担う部分について、経営アドバイザーからアドバイスを頂いたり、経営診断をしたりしながら考えてい

くこととなります。

(本吉委員)

今おっしゃった緩和ケア病棟、これはいわゆる終末医療、ホスピスに近いと考えてよろしいのでしょうか。

(小山病院長)

おっしゃるとおりです。

(本吉委員)

次にアドバイザー事業についてですが、国がこうした事業をするというのは、このコロナ禍、あるいはそうでなくても、国として自治体病院のあり方が、日本全体を見て結構よろしくないところがあるということではないかと思えます。

富田アドバイザーは、鋸南町や銚子市の病院の経営改革にも携わったということですが、実は先日、銚子市の越川市長から招待され、1期目の議員で伺ってまいりました。銚子市は財政的に喫緊の課題を抱えており、当日は、代表的な課の課長さんが様々な質問に回答をしてくれましたが、その中で、銚子市立病院に対しても聞いてまいりました。

それによると、銚子市立病院は、毎年一般会計から5億前後の繰り入れを頂いているということで、鴨川市と比べて大分多いという印象を受けたところです。

また、銚子市立病院においてどんな戦略があるか聞きましたところ、越川市長は、銚子市の中で民間がやっていないところを中心に戦略を考えているとおっしゃっておいりました。

私、市長さんと親しいので、ざくばらんに、それで一般会計からの繰り入れが減りますかといったことも伺ったのですが、銚子市の診断を行った富田さんが入るのであれば、我々が聞いてきたこともお示ししつつ、収益改善が一番のポイントだと思いますので、ぜひ深く掘り下げてアドバイスを頂いたら良いんじゃないかと思えます。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市立国保病院における経営改革推進に向けた取り組みについて」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(渡邊次長)

資料2をご覧ください。

65歳以上の方を対象に6月1日よりスタートしました当院での個別接種ですが、安房圏域、そして鴨川市全体の接種率の進捗状況に合わせながら、8月27日より60歳以上、9月3日より16歳以上、そして9月15日より12歳以上と段階的に接種の対象枠を広げながら行ってまいりました。10月までの22週間になりますが、当院での接種は1,890名、接種回数では3,780回となっております。

中ほどの表につきましては、9月15日以降が全年齢層の接種を行っておりますので、それ以降の接種状況をお示ししており、トータルで556名の方の接種を行っております。

なお、文化体育館を会場としました集団接種は、明後日の11月7日をもって終了となりますが、ワクチンを未接種の方、特にこれから12歳を迎える方の接種機会を確保するため、引き続き個別接種を行ってまいります。

まず、年内の水曜日、金曜日の週2日195名の方の接種枠を用意しまして、ワクチン接種を実施してまいります。

そして、12歳を迎えるお子さんの接種券の送付に合わせて、月ごとに56名、金曜日を接種日として接種を行ってまいります。対象としますと、安房地域にお住いの12歳以上の方を予定しております。

大きな2番目として、3回目のワクチン接種でございます。

令和3年9月17日に開催されました第24回の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会におきまして、3回目の接種、追加接種を行う必要があり、実施の時期は2回接種後、8か月後とすることが妥当であるとの見解が示されたところです。この見解に基づき、早ければ12月から医療従事者向け、市民向けには令和4年2月より追加接種が開始される見込みでありまして、安房医師会の主導のもと、現在調整が行われております。

当院におきます第3回目の接種ですが、7,258名を予定しております。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(本吉委員)

3回目のワクチン接種への対応について、接種方式は安房医師会主導のもと現在調整が始まっていると書いてありますが、最初ワクチン接種の予約枠を取るのに非常に混乱しました。これは日本中どこでも同じだと思いますが、フジテレビでいすみ市の方式が取り上げられ、市民の皆さんから、この方式を希望する声も聴きます。

これは、まず対象となる市民、あるいは町民全部に、接種を希望するかしないかというハガキを送ります。そこで、希望すると帰ってきた人に日にちと時間を指定し、都合が悪い人は連絡をしてもらおうという形です。

この方式を採用すれば、3回目の接種に対する混乱は緩和されると考えますし、その方式でやっていただきたいという提案を受けることが結構ありますので、この点についての考え

はどうか伺います。

(角田課長)

追加接種については、2回目の接種を終えた人に対して、8か月の間隔をあけて接種をするという連絡が国から来ておりますので、まずは医療従事者の方々から接種をされることになり、早ければ12月ないしは1月からスタートすることとなります。

高齢者の方は、今年の5月～6月から接種をしておりますので、来年2月から3月にかけて対象になってまいります。その際、ご指摘のとおりいっぺんにご案内を送ってしまいますと、混乱を生じてしまいますので、対象月になった方に順次接種券をお配りしてまいりたいと思っております。これによってある程度混乱が解消できるのではなかろうかと考えております。

(本吉委員)

前回の予約の時は対象者に一気に送ってしまったけれども、今回は接種した日がずれるから、その枠でやっていけば混乱が少ない、という考えでしょうか。

いすみ市方式は、私も良いと思っておりますので、それでも混乱が予想されるようであれば、ぜひ検討していただきたいと思っております。

(金井委員)

医師会から私の方にも週何人対応できるか、といった調査も来ておりますが、3回目も市の主導ということは、全く考えていないのか、あるいはあり得るのでしょうか。

9月、10月、11月と集団接種で受けている人の3回目は、もちろん来年の2月という時期ではありませんが、その辺を含めて、医療機関にお任せというか、そういう形になるんですか。

(角田課長)

集団接種と個別接種、両方が考えられると思っております。ただ、現段階の状況ですが、先般安房医師会と安房4市町で協議した中で、各医療機関様、集団接種でかなり強く支援を頂いたことから、ある程度状況もわかってきたため、まずは個別医療機関でという話が上がってきております。そうしたことから、安房医師会から各医療機関様の方へ調査が行ったんであるうと思っております。

市としては、接種が遅くなるのであれば、やはり集団接種も検討していかなければならないと思っておりますが、まずは市内の医療機関様がございますので、そちらのご協力を頂ければと思っております。

(金井委員)

これをやること自体を拒否するつもりは毛頭ないんですが、ただ、どうしても一般の患者さんと並んで接種をすることができないので、分離することになります。

そうしますと、一般の診療もかなりセーブしてやるということで、そのマイナス面が正直あるんですね。

ですから、私も体育館での接種にも参加していますけれども、日曜日にああいう形でまとめてできれば、医療機関に対する負担は相当小さくなると。一般の患者さんをセーブしなくてよくなるので、希望としては集団接種をしてもらえれば、参加も含めて協力できるものはないかと思っていますので、ご参考までに。

(本吉委員)

確認ですが、3回目も従来どおり集団接種が主流ではないんですか。

(角田課長)

3回目の接種方法につきましては、集団接種という今までのやり方ではなく、市内各地域に医療機関さんがいますので、個別の医療機関様でやっていただくこととなります。

最初に亀田クリニックで大量にやっていただいた中で、地元の医療機関で打つことはできないのかというご意見もありましたので、地元の皆様、かかりつけの患者様、そういった方々を受けていただくということで考えております。

(本吉委員)

金井先生おっしゃるように、収益面でもワクチン接種では見込めないという話も聞いておりますので、集団接種が主流であるべきだと思います。そこにいすみ市方式を付けて、集団接種で長期にやるのが一番良い気がしますけど、どうですか。

(牛村部長)

集団接種は、文化体育館で毎週日曜日、当初2,000名でしたが、1,600名、そして1,000名以下と徐々に数も減らしてきております。これから同じように集団接種会場を確保して実施するというのも、選択肢としてはあると思います。

鴨川市内であれば、亀田クリニックが最初に4,000名という大きな数を接種した時期もありましたし、もう1か所、鴨川市立国保病院もあります。

平日は金井委員おっしゃるとおり、通常の診療があります。その中で一緒にとというのはなかなか難しい部分もありますので、どうしても土曜日、日曜日で打っていかねばなりません。それを考えますと、亀田クリニックと国保病院が鴨川方面のエリアで、土曜あるいは日曜日にまとまった数の集団接種というか、医療機関における集団接種をお願いできないかという話が出ております。

館山方面は、安房地域医療センターがそれを担っていくということで、それ以外の医療機関さんにおいては可能な範囲で協力いただける接種枠を設けながら実施をしていってほしい、これが安房医師会の中でも方向性として出てきております。

この場合には、来年の8月ころには3回目の接種が、大体安房の全人口の9割くらいに達する見込みです。

当然8か月の間をあけなければならないので、その辺は間違いがないようにしっかりと行政の方でもチェックしながら実施していきます。ただ医療機関さんにお任せするのではなく、予約方法から実際の接種のところまで行政が把握し、また調整に入りながら、という方向性です。

ただし、これは決定ではありませんので、本吉委員おっしゃるような面が出てくるかもしれません。1回目2回目の時も最初は医療機関接種でという話でしたから、状況を見ながら、今後調整をしてやっていきたいと思います。

(本吉委員)

特に高齢者が心配しているのは、3回目もファイザーで打てるのかどうか、モデルナならちょっと、という人もいるようですが、その辺についてはいかがでしょうか。

(牛村部長)

厚生労働省の審議会では、ファイザー製だけでなく、モデルナなど別のワクチンでも構わないという話もあります。千葉県については、まだ明確にはなっていませんが、これまでファイザー製ということでやってきておりますので、その方向がある程度出てくるのではないかと考えております。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「新型コロナウイルスワクチン接種の実施状況について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「鴨川市立国保病院建設事業2期工事の進捗状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料3をご覧ください。

この2期工事につきましては、令和3年第2回運営協議会でもご説明させていただきましたように、令和3年7月3日から令和4年2月2日までの工期をもって、旧病院の解体、旧リハビリ棟改修、駐車場外構工事を行うものでございます。

現在の工事の様子でございますが、資料の中段・右側の説明欄にありますように、工事は、8月中旬から旧病院の平屋建て外来棟の躯体解体を行い、10月2日から3階建ての入院病棟の躯体解体を開始しました。

現在は、旧病院の屋上から1階の壁まで解体を終了し、取り壊したコンクリートの小割、搬出作業を左写真のとおり、行っております。

また、右下の写真の右上部分のように、並行して、療養病棟の基礎躯体の解体を行っております。また、右下の写真の左側の建物が旧リハビリ棟でございますが、この旧リハビリ棟改修工事にも着手し、旧病院と接していた場所の壁面設置を行っております。

そして、下段の左側説明欄のとおり、今後は、旧病院解体工事を完了させ、駐車場外構工事を進めていくため、敷地全体の整地、盛り土、舗装等が工事の中心となります。

また、並行して、旧リハビリ棟改修工事を進め、電源復帰や設備の整備を行う予定です。これにより、11月8日（月）から、工期末の2月2日まで、新病院の正面玄関前の外来駐車場の利用ができなくなります。

これについては、裏面をご覧くださいと思いますが、上段の赤い枠内の「駐車場外構工事」と書かれた工事区域内の、国道410号に面した黒い点線四角枠の部分の駐車場が使用できなくなります。

来院される方には、ご不便おかけ致しますが、国道410号側の駐車スペース3か所、計30台分に駐車いただくようご案内するとともに、院内掲示に加え、ホームページや国保日より、広報誌等を通じ周知を図ってまいります。

なお、折りたたんでありますA3横版にお示しさせていただいておりますように、旧リハビリ棟につきましては、これまで多目的な利用を考えておりますと申してまいりましたが、新病院と絡めた有効活用方法を検討しております。現時点での案では、地域にお住いの方の身近な医療や介護、福祉の総合相談機能を有する「福祉総合相談センター・長狭」と、介護のケアマネジャー事業所として業務を担う「国保ケアプランサービス」、ホームヘルパー事業所として業務を担う「国保ヘルパーステーション」と、相談室を2室配置。

加えて、医療スタッフの休憩場所が、新病院内にないため、休憩室の配置を予定しております。

供用開始は、令和4年4月を目途としております。

特に、来年度から国保病院に、医療的ケア児や発達障害のある子どもの支援を専門とする小児科医師を採用致しますため、この小児科医師とも連携し、こうした子供たちの相談も受けられる体制を「福祉総合相談センター・長狭」では、整えてまいります。

この「福祉総合相談センター」と、「国保ケアプランサービス」、「国保ヘルパーステーション」は、現在、新病院1階の事務室内に、「訪問看護ステーション」と一体的に配置し、これらの在宅支援部門を総称して、「地域包括ケアセンター」としております。

これを、令和4年度からは、医師との連携が欠かせない「訪問看護ステーション」は、院内からは動かさず、それ以外を、旧リハビリ棟に移しますので、お手元の資料右下にありますように、案と致しまして、「地域包括ケアセンター（分室）」として、住民の皆様への支援を、ここで行ってまいりたいと考えております。

このリハビリ棟のレイアウト案は、若干、変更もありえるかもしれませんが、前回の運営協議会において、このリハビリ棟の活用について、ご質問をいただいておりますため、現時点での案をお示しさせていただきました。

以上、鴨川市立国保病院建設事業 2 期工事の進捗状況についての説明とさせていただきます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

それでは、お諮りします。

「鴨川市立国保病院建設事業 2 期工事の進捗状況について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「令和 3 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

資料 4-1 をご覧ください。

令和 3 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 3 号）の収益的収入及び支出では、新型コロナウイルス感染症に係る事業収益の追加と支出における経費及び研究研修費等の追加を行いたいものでございます。

また、資本的収入及び支出では、医療機器に係る国民健康保険特別会計からの補助金の追加及び企業債償還金の減額。

そして、令和 4 年度における保守業務等の契約に係る債務負担行為の設定を行いたいものでございます。

それでは、予算の概要をご説明致しますので、まずこの補正予算（第 3 号）実施計画をご覧ください。

まず、1 款 事業収益の 1 項 医業収益、3 目 その他医業収益では、右側の説明欄に記載の「受託検査施設利用収益」としまして、90 万円を補正予定額として計上させていただきました。

これは、国保病院における新型コロナウイルス感染症の陽性か否かの検査に係る収益として、1 万 5 千円×60 人分の追加を致したいものでございます。

次に、2 項 医業外収益、4 目 負担金交付金の補正予定額として、287 万 9 千円を計上させていただきました。

この内訳は、右側の説明欄にあります、まず「負担金」211 万 8 千円でございますが、これは、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務負担金として、文化体育館で実施した集団接種 10 回分に係る施設使用料、会場警備委託経費分でございます、国庫補助 10 分の 10 の対象事業費として、一般会計から繰り入れられるものでございます。

また、説明欄の一番下の「交付金」76 万 1 千円につきましては、「支出」における 1 項

医業費用、6目 研究研修費に係る交付金として、医師が医療技術向上のために受ける研究研修に係る地域社会振興財団からの交付金を追加するものでございます。

次に、支出に係る表をご覧ください。

1款 事業費、1項 事業費用、3目 経費では、説明欄にありますとおり光熱水費 152 万円の計上でございますが、これは、新病院における年度末までに不足が見込まれる額を追加補正させていただきたいもの。

また、印刷製本費は、新病院開院記念誌発行費用と書かせていただきましたが、新病院パンフレットの増刷費用も含んでおります。訂正させていただきます。

また、6目 研究研修費の謝金 90 万円の補正予定額につきましては、収入欄でもご説明させていただきましたように、国保病院医師が医療技術向上のために受ける研究研修期間中の代診医の費用を計上させていただいたものでございます。

また、2項の医業外費用の企業債利息 81 万 1 千円の補正予定額につきましては、令和 2 年度における新病院建設及び医療機器購入に係る企業債利息の利率変更にとまなう支払い利息の不足額を追加致したいものでございます。

次に、裏面をご覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、「収入」の表でございますが、1款 資本的収入、3項 補助金では、国民健康保険特別会計補助金として、275 万円を補正予定額として計上させていただきました。

これは、本年度、眼科医療機器を 2,310 万円の予算をもって導入させていただきましたが、この眼科の医療機器が補助金対象として認められたため、交付額を追加致したいものでございます。

次に、「支出」でございますが、1款 資本的支出、2項 企業債償還金で、右側の説明欄にありますとおり、借入企業債償還金として、2,038 万 1 千円を減額させていただきたいものでございます。

これは、令和 2 年度における医療機器購入実績額にもとづく元金償還金の確定にとまなない、借入企業債の償還額を減額するものでございます。

次に、債務負担行為の表をご覧ください。

これは、令和 4 年度における保守等業務に係る契約事務を、令和 3 年度中から実施し、事業執行できるように、債務負担行為をすることができる期間を、「令和 3 年度から 4 年度」としまして、限度額を表のとおり定めたいものでございます。

主なものは、表の 1 番上になりますが、新病院になりまして導入した電子カルテ等医療情報システム及び電話交換機、エレベーター等の「通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料」の限度額を、1,788 万 1 千円。

次に、2 段目には、X線CT装置、生体情報機器等の「医療機器等の保守及び業務支援に係る委託料」1,760 万 3 千円のほか、事務機器等に係る賃借料に係る限度額を定めたいものでございます。

なお、この令和 3 年度鴨川市病院事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、今月末に開会予定の令和 3 年第 4 回市議会定例会に提案させていただきたいものでございまして、た

だいまご説明させていただいた補正予算の概要につきましては、資料の4-2により、市議会に提案させていただきたいものでございます。

以上でございます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

(本吉委員)

資本的収入及び支出の上段の「※」のところで、3項 補助金 国民健康保険特別会計補助金 275万円は、眼科機器2,310万円の導入に伴い、補助対象が認められた交付額を追加したとあります。簡単に言うと、この医療機器の2,310万円の1割強が当初見込んでいなかった補助対象となったという理解でよろしいでしょうか。

(牛村部長)

そのとおりでございます。

5月の国保病院運営協議会でこの眼科の機器については、ご提案をさせていただきましたが、実際に補助金の申請や採択を頂く時期とずれがあったので、このような形になっております。

(川崎会長)

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市病院事業会計補正予算(第3号)」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

次に、「鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(牛村部長)

鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。資料5をご覧ください。

今般の条例の一部改正は、令和3年第4回市議会定例会に提案するものでございます。

その内容は、お手元の資料にありますとおり、鴨川市立国保病院の診療科目につきまして、医療法施行令に合わせ、診療科目の名称及び診療科目の順番を改めるとともに、千葉県

に届け出ている診療科目のうち、本条例に記載されていない診療科目について、追加致したいものでございます。

具体的には、「2 内容」欄のとおり、

(1) として、診療科目のうち、「呼吸器科」の名称を、医療法施行令に合わせ、「呼吸器内科」に改めたいものでございます。

(2) は、千葉県に届け出をしている診療科目のうち、本条例に記載されていない「循環器内科」、「皮膚科」及び「リハビリテーション科」を加えるもの。

(3) は、その他条文の整備として、新旧対照表のとおり「改正前」欄の第2条第2項に記載の診療科目の順番を、現行の医療法施行令に合わせるため、左側の「改正後」欄のとおり、診療科目を改めたいものでございます。

なお、これまでの診療科目数に変更はありませんが、医療法施行令に診療科目を合わせることに致しましたため、本条例の一部を改正させていただきたいものでございます。

また、条例の施行期日は、市議会の議決を経て公布の日とさせていただきたいものでございます。

以上、鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正の説明とさせていただきます。

(川崎会長)

説明が終わりました。質疑ございますか。

質疑を終了いたします。

それでは、お諮りします。

「鴨川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、承認することに決定いたしました。

以上で、議事はすべて終了いたしました。

その他で何かございますか。

(小山病院長)

病院の最近の状況についてご報告します。

当初、地域包括ケア病棟は2階のみ35床でオープンしましたが、10月から看護師が増員になったことで、3階病棟を7床開けられ、現在は42床となっております。ただ、3階は職員数もギリギリでやっておりますので、状態の落ち着いている方が対象となります。

これから、4月採用の看護師を募集いたしますので、そこで増員ができれば全床オープンできるのではないかと考えております。

コロナワクチン接種につきましては、事故もなく順調に実施をしております。

以上でございます。

(川崎会長)

本日の議事はすべて終了いたしました。
議事進行にご協力いただきありがとうございました。
事務局にお返しします。

4 閉会

(事務局)

ご審議ありがとうございました。
次回の会議は、2月4日（金）を予定しております。
それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。
本日はありがとうございました

令和4年1月12日

会議録署名人 池田 幹雄